

日本パラグライダー協会

ウインチオペレーター技能証 規定

日本パラグライダー協会

2013年2月1日

2016年3月8日 改定

ウインチオペレーター技能証規定

1. 目的

本規定は、日本国内におけるパラグライダースポーツの健全な発展とパラグライダーによる飛行の安全を確保するために、ウインチオペレーターとしての技能を判定してこれを認定する方法を定めるとともに、ウインチオペレーターの責任と権限を定めることを目的とする。

2. 定義

ウインチオペレーターとは、JPAパラグライダー技能証規定に定めるパイロット技能証を所持する者であって、本規定によるウインチオペレーター課程を修了し、検定試験に合格してウインチオペレーターとして認定を受けた者をいう。

なお、ウインチオペレーター技能証はウインチのタイプにより以下の通り種別される。

- 1) ステーションリー式
- 2) ペイアウト式

3. 技能証認定

JPA会長は、技能証認定検定員からの申請により、ウインチオペレーターとしての能力を認められた者について、3年またはそれ以内の期間を定め、ウインチオペレーターとして認定するものとする。

認定する技能証はウインチのタイプにより以下の通り種別される。

- 1) ステーションリー式
- 2) ペイアウト式

4. 技能認定の申請資格

ウインチオペレーターの申請は、次に定める技能及び経歴を有する者でなければならない。

- 1) 有効なJPAパイロット会員証を有すること。
- 2) パイロット技能証を有すること。
- 3) ウインチオペレーターの下で、その者の希望する種別技能証について、必要なウインチオペレーター課程を修了すること。
- 4) 種別技能証に応じて、指定されたウインチオペレーター研修会に参加し、研修を受け、検定試験に合格すること。
- 5) 申請を行う日までに18歳に達していること。
- 6) 20歳未満の者については、保護者の承諾を得ること。

5. 技能証の効力

ウインチオペレーターは種別技能証の範囲内で、次に定めることができる。ただし、2)、3)、4)はアシスタントインストラクター技能証またはインストラクター技能証所持者に限る。

- 1) J P A公認スクールで、J P Aで認証されたウインチの操縦をすることができる。
- 2) J P A公認スクールで、J P Aで認証されたウインチを利用したパラグライダー飛行の監督をすることができる。その範囲は、J P Aパラグライダー技能証規定に定めるアシスタントインストラクター技能証またはインストラクター技能証の効力の範囲内とする。
- 3) J P A公認スクールで、これからウインチオペレーターを目指す者に対して、所持する種別技能証の教育をすることができる。
- 4) J P Aウインチオペレーター研修会の講師。

6. 検定試験

6-1. J P A会長は、J P Aの制定するウインチオペレーターの認定を行う場合は、申請者が必要とする技能及び知識を有するかどうかを判定するため、検定試験および審議会をおこなわなければならない。

6-2. 検定試験の概要

検定試験は実技試験及び口頭試問とする。

6-3. 審議会の概要

審議会は、J P A教育事業部がおこなう申請審議とする。

6-4. 検定試験の立会い

検定試験は、J P A会長の認定する技能証認定検定員の監督と立ち会いのもとでおこなわなければならない。

6-5. 検定試験の報告

検定試験を行った者は、速やかにその試験の結果をJ P A会長に報告しなければならない。

6-6. 検定試験の免除

技能証の申請者がこの技能証規定に定める技能および知識について同等以上の能力を有すると認められるときは、理事会の承認を受け技能証規定に定める検定試験を免除することができる。

7. 技能証認定の手続き

ウインチオペレーター技能証を申請しようとする者は、「ウインチオペレーター技能証申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付し所属スクールを通じて

J P Aに提出すること。

8. 技能証再交付手続き

技能証の再交付を申請する者は再交付の申請料をJ P Aに納めなければならない。再交付申請料：各 500 円（種別ごと）

9. 技能証申請料

ウインチオペレーター技能証 各 5,000 円（種別ごと）

10. 罰則

10-1. 技能証の取り消し、または効力の停止

J P Aの発行した技能証を有する者がウインチの操縦、ウインチを利用したパラグライダー飛行の監督などを行うにあたり、重大な過失があったと理事会で認められた場合、理事会はその技能証の取り消しをおこなうことができる。

10-2. 技能証の申請の不正

技能証の申請に関し不正があったと理事会が認めた場合、J P Aはその申請された技能証を無効とすることができる。

11. 更新申請手続き

11-1. 更新申請書類

技能証は更新時に、所定の更新書類に必要事項を記入し、J P Aに提出しなければならない。

11-2. 更新申請の条件

技能証は、3年に一度、該当する講習を受け、更新時にその受講証明を提出しなければならない。

11-3. 更新の申請料

9. に定める申請料と同額をJ P Aに納めなければならない。

12. 雑則

12-1. 検定試験の安全管理

検定試験の運営と安全管理は、その主催者が行うこと。

12-2. 技能証、申請書の書式

技能証の書式、申請者の書式については、事務局で随時決定する。

12-3. 医師の診断書の提出

J P Aはパイロット会員に対し必要があると認められた場合は、J P A の

指定する医師の作成する診断書の提出を求めることができる。

12-4. 診断書の提出期限

診断書の提出を求められた者は指定期日以内に、すみやかに提出すること。

12-5. 賠償責任保険

スクールは、第三者に対する賠償責任について対処すること。

13. ウィンチオペレーター技能証課程（別紙）